

障がい者芸術文化活動支援事業委託業務 に係る企画提案募集要領

1 目的

この事業は「障がい者芸術文化活動支援事業」を実施することにより、障がい者の芸術活動のバックアップと、見る人の心を揺さぶる多彩なアートの発信を通じて、多様な価値観を認め合う豊かな社会の実現を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

障がい者芸術文化活動支援事業

(2) 業務内容

障がい者芸術文化活動支援事業仕様書（以下、仕様書）のとおり

(3) 委託契約金額の上限

2,704,555円（消費税および地方消費税を含む。）

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 企画提案書を提出するものに必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと
- ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- エ 福井県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の未納がないこと
- オ 消費税および地方消費税の未納がないこと
- カ 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること
- キ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと

- ヶ 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して处罚等を受けていないこと
- ｺ 福井県から訴えを提起されていないこと
- ｻ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出すること。

① 提出期限	令和8年3月9日（月）17時まで（必着）
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「8 問合せ、書類提出先」に同じ。
④ 提出書類	(1) 企画提案参加申込書（様式第1号） (2) 企画提案参加資格誓約書（様式第2号） (3) 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容、運営体制等が分かる書類（会社案内等、様式任意） (4) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し (5) 福井県の県税の納税義務を有する者にあっては、当該県税の滞納がない旨の証明書 (6) 国税の納税証明書 (7) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し (8) 提案を求める業務と同種または類似業務を履行した実績（様式第3号） (9) 役員等名簿（様式第5号）
⑤ 提出部数	1部
⑥ その他	参加申込書提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案を辞退しても、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。

(3) 応募資格審査の結果通知

上記（2）により企画提案参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和8年3月10日（火）までに通知する。

4 オンライン説明会の開催

(1) 開催日時

令和8年2月20日（金）13時30分から14時30分（終了見込）

※Microsoft Teamsによるオンライン会議を想定

(2) 申込方法

参加を希望する場合は、メールにて①参加者氏名、②メールアドレス、③確認したい内容（あれば）を記載し、令和8年2月18日（水）17時までに「10 問合せ先」電子メールアドレスに送信。

5 質問および回答

本業務に関する質問は、質問票（様式第4号）により、令和8年3月9日（月）までに福井県障がい福祉課あて、電子メールにて提出すること。

質問に対する回答は、令和8年3月10日（火）までに、電子メールにより参加者全員に対し通知する。ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

6 企画提案書の提出

① 提出期間	令和8年3月16日（月）17時必着
② 提出方法	持参の場合は、土・日、祝日を除く9時～17時に持参すること。 郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。
③ 提出先	本要領の「8 問合せ、書類提出先」と同じ。
④ 提出書類	企画提案書（A4サイズ、様式は任意（白黒、カラーどちらも可）） 記載事項については別紙1「企画提案書記載項目」と相対できるよう整理して記載してください。
⑤ 提出部数	正本1部、副本5部（紙ベースで提出してください。）
⑥ その他	提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。

7 委託先候補者の選定等

（1）選定方法

障がい者芸術文化活動支援事業選定審査会（以下「審査会」という。）において書面審査による。

（2）審査方法

別表「企画提案書審査基準」に基づき、各審査委員の配点の合計点が最高点となった者を委託先候補者として選定する。

（3）審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず応募者全員に書面にて通知する。なお、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

8 問合せ、書類提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 健康福祉部 障がい福祉課 地域生活支援室

電話 0776-20-0338

FAX 0776-20-0639

電子メール s y o g a i @ p r e f . f u k u i . l g . j p

（土・日・祝日を除く、9時から17時まで）

(別表) 企画提案書審査基準

評価項目		審査基準等
1	業務実施体制全般	
2	企画提案内容等	相談支援の体制構築 受託業務を適正に遂行する望ましい資格、知識、経験を持つ人材が確保され、適正な運用体制がとられているか。
		人材育成 県内における事業所等に対する相談支援体制が十分に構築できる提案となっているか。
		ネットワークづくり 障がい者の芸術文化活動を支援する人材の育成が期待できる提案となっているか。
		発表機会の創出 芸術文化活動を支える人材や団体等が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方を考えられるよう、分野や領域を超えて様々な関係者とネットワークを築くことができる提案となっているか。
		情報取集・発信 障がい者の表現活動の発表等の機会が、地域の偏りがなく、十分に提供される提案となっているか。
3	事業実績	
4	見積金額・経費	
	類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または良好な運営が期待できるか。	
	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。 また、経費節減が図られ、適正な見積額となっているか。	

企画提案書記載項目

企画提案書には以下の項目について具体的に記載すること。なお、様式は任意とするが、様式サイズはA4とし、次の1から4を一体として綴ること。

1 企画提案の内容

(1) 福井県内における事業所等に対する相談支援

- ・参加対象者は、事業所等から支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、必要に応じて職員等の訪問による相談支援等を実施する方法について提案すること。

なお、相談への対応方法に関しても、相談記録のデータベース化を図るなど、提案すること。

(2) 障がい者の芸術文化活動を支援する人材の育成等

- ・参加対象者は、文化、福祉、教育等の多様な分野で障がい者の芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障がい特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成および確保を図る方法について、提案すること。

(3) 関係者のネットワークづくり

- ・芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障がい者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを築くための方法について、提案すること。
 - ・また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに務め、事業の実施に必要な協力を得ること。
- 特に、既に県内で芸術展・イベント等を行っている団体等との連携協力は必ず行うこととする。

(4) 発表等の機会の創出

- ・地域における障がい者の活躍の場を拡げ、地域のさまざまな人々との交流が促進されるよう工夫するほか、関係者や専門家等と連携し、(3)のネットワークを活用しつつ、質の高い芸術文化活動につながる展示、体験プログラム、公演等、地域の障がい者の表現活動の発表等の機会を提供する方法について、提案すること。

なお、発表等の機会は、原則として月1回以上開催することとし、開催場所については、嶺北地域または嶺南地域に偏ることがないよう、県と協議のうえ実施するものとする。

(5) 情報収集・発信

- ・展示や公演などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、県内の障がいのある方の作品の発信・作者の発掘など、福井県内の芸術文化活動の情報を収集し、ホームページや広報誌等の媒体を使い、必ず発信するとともに、「障がい者芸術文化活動広域支援センター」および全国の支援センター等と連携し、得られた情報の活用を行うこと。
- ・可能な限り、国内外の情報収集・発信にも努めること。

2 経費

- ・予算額2,704,555円（消費税および地方消費税を含む。）を上限として業務に関する費用の概算額およびその内訳を詳細に記載すること

3 事業実施のための組織体制

- ・責任者、各業務の担当者等の構成、人数、業務従事予定者の略歴（氏名・役職、本業務に関するこれまでの経験）等について体制図を用いて、責任者等を具体的に記載すること。

- ・これまでの実績やノウハウ、知識など、提案内容の実現可能性が判断できるよう記載すること。

4 事業スケジュール

- ・契約からの全体スケジュールが分かるようにすること。